

## 看護師等修学資金貸与制度の各種手続き及び提出書類

### 1. 返還猶予

次の場合には、返還猶予の手続きをして下さい。

返還猶予に該当する事項	提出書類
免許取得(登録)後、返還免除対象施設で看護業務に従事しているとき。〈☆1〉	①返還猶予申請書 ②看護業務従事証明書 ③免許証の写し
卒業後、更に看護師等を養成する学校等に進学しているとき。	①返還猶予申請書 ②在学証明書 (学校等で発行してもらってください。毎年提出が必要です。) ③免許証の写し
産前産後休暇、育児休暇を取るとき。 または、 妊娠で退職し、一時休業するとき。	【休暇の場合】 ①返還猶予申請書 ②産休・育休の取得期間証明書 (勤務先で発行してもらってください。) 【休業の場合】 ①返還猶予申請書 ②妊娠証明書、子供の戸籍抄本等 ※猶予期間は原則として子の誕生日から最大1年間です。
災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。	①返還猶予申請書 ②※証明書類(証明書類については県と相談) 例: 医師の診断書 (証明書は猶予を必要とする期間が明記されている必要があります) (期間の明示がない場合は、毎年提出が必要となります)

### 2. 就業状況報告

返還免除対象施設で就業している(〈☆1〉の方)ため、返還を猶予している場合は、毎年3月と9月に就業状況報告書の提出が必要です。

#### 【提出書類】

- ①就業状況報告書
- ②看護業務従事証明書 ※

※職場を退職または移る場合などは、今までの勤務先と新しい勤務先の②看護業務従事証明書を忘れずにもらって、提出をしてください。

### 3. 返還

次の理由が生じた場合には、その理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間(大学院修士課程で貸与を受けた場合は、10年以内)に一括又は月賦払いにより返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸与が取り消されたとき。
- (2) 卒業後、1年以内に看護師等の免許を取得(登録)しなかったとき。
- (3) 免許取得(登録)後、直ちに返還免除対象施設で看護業務に従事しなかったとき。
- (4) 卒業後、看護業務以外の理由により死亡したとき、又は返還免除対象施設で看護業務に従事しなくなったとき。

#### 【提出書類】

- ① 修学資金返還明細書

### 4. 返還免除

#### (1) 当然免除(全額免除)

卒業後、1年以内に免許を取得(登録)し、直ちに免除対象施設で就業を開始し、所定の義務年限を経過したときには、返還免除申請を提出して下さい。

※所定の年限は貸与を受けた年度によって異なります。詳しくは5ページをご覧ください。

#### 【提出書類】

- ① 修学資金返還免除申請書
- ② 看護業務従事証明書
- ③ 免許証の写し
- ④ 履歴書

#### (2) 裁量免除(一部免除若しくは全額免除)

免除対象施設で、貸与期間以上看護業務に従事した場合には、返還が一部免除される場合があります。

免除額は就業状況によって異なりますので、担当まで確認して下さい。

提出書類は、当然免除と同じです。

※大学院修士課程で貸与を受けた方については、裁量免除は適用されません。

## ○業務従事期間と免除について

条例で定める、「所定の施設」で以下の期間従事した場合、免除となりますが、「免除申請」をする必要があります。

### ※注意点

業務従事期間以上、業務に従事しても県に対して免除申請をし、免除が認められない限り、貸与した修学資金は債権として残り続けます。

免除申請時、返還猶予申請書や看護業務従事証明書が適切に提出されていない場合、返還免除とならない場合があります。

## ①修学資金返還免除（全部）までに必要な年限について

- ・第一種修学資金 → 貸与期間の2倍に相当する期間  
(上限5年)
- ・第二種修学資金 → 貸与期間の3倍に相当する期間  
(上限10年)
- ・第一種・第二種を併用 → それぞれの義務年限を合算した期間  
(上限10年)

## ②修学資金返還免除（一部）までに必要な年限について

- ・第一種修学資金 → 貸与期間以上に相当する期間
- ・第二種修学資金 → 貸与期間以上に相当する期間

※貸与した修学資金から免除されない金額を除いた残りの金額から、条例で定める、「所定の施設」で従事した期間の割合に応じて免除される。

**例1** 卒業年度に看護師免許を取得せず、1年後に免許を取得し、免除対象施設にて業務に従事した。  
→ 1年分の貸与金額は返還の対象だが、残りについては裁量免除の対象となる。

**例2** 転職の際、3月まで前の免除対象施設で業務に従事し、6月から次の免除対象施設で業務に従事した。  
→ 4月・5月の2ヶ月分の貸与額は返還の対象だが、残りについては裁量免除の対象となる。

## ○返還期間について

修学資金が返還となった場合は、貸与期間と同期間(返還猶予申請が認められた期間を除く)内に返還する事となります。

返還は「月賦」、「半年賦」、「一括」から選択となりますが、月賦を選んだ場合、毎月の納付期限を超過した際は、月々の支払それぞれに延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。

## ○業務従事期間の計算について

免除対象施設における従事期間の計算については、施設に就職した日の属する月から看護職員でなくなった日の属する月までとする。(月数計算)

また、就業する免除対象施設が地域保健法に定める特定町村に所在する場合は、業務従事期間を2倍に計算する。

## ○免除対象施設について

沖縄県の看護師等修学資金貸与制度においては、条例において決められた施設が免除対象施設となっている。

返還免除までに必要な年限の期間中に、返還猶予申請書を提出せず、猶予が認められないまま、それ以外の施設に就業した、あるいは看護業務に従事しなかった等があった場合、その期間(月数)は返還となるので、転職等の際は十分に注意すること。

### 《免除対象施設》

免除対象施設は、貸与した年度で異なります。

貸与した年度の沖縄県看護師等修学資金貸与条例を確認すること。

## ○必要書類の提出を忘れてしまったら

返還猶予申請書や就業状況報告書等について、決められた提出時期に提出できなかった場合は、遅れても提出する事ができます。

ただし、遑って証明が必要となる書類等について、証明できなかった時は、その期間の就業が認められない場合がありますので、ご注意ください。